

滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、本要綱第3条第1号に定める要件を満たす木造住宅の耐震改修および第11号に定める要件を満たすブロック塀等の耐震対策について、本要綱に基づいて補助事業を実施する市町（以下、「補助事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、滋賀県内の市町の区域とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 旧基準木造住宅とは、次のすべての要件を満たす住宅をいう。ただし、国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
 - イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの。
 - ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。
 - エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの。
 - オ 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅ではないもの。
- (2) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下、「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法（以下、『「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に定める工法』という。）を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 上部構造評点等とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法」等に定める工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による上部構造評点および「精密診断法」による上部構造耐力の評点をいう。
- (4) 耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事（事業を行う市町が定める基準に適合するものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (5) 耐震改修設計および耐震改修工事監理とは、耐震改修工事を実施するための計画の策定および耐震改修工事を耐震改修設計による設計図書と照合し、それが設計図書どおりに実施されているかを確認することをいう。
- (6) 除却工事とは、現に居住する旧基準木造住宅の建替えのための解体工事またはそのすべての解体工事をいう。

- (7) 耐震改修事業とは、旧基準木造住宅の所有者が実施する耐震改修工事または除却工事に対し、補助事業主体が社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知) 附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3 (以下「国要綱」という。) 第4号イまたはロを適用のうえ補助する事業をいう。
- (8) 耐震改修設計等事業とは、旧基準木造住宅の所有者が実施する耐震改修工事のための耐震改修設計および耐震改修工事監理に対し、補助事業主体が国要綱第1号ハを適用のうえ補助する事業をいう。
- (9) 耐震改修工事施工者(以下「施工者」という。)とは、旧基準木造住宅の所有者から耐震改修工事または除却工事を請け負う者のうち、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿作成要領(以下「名簿作成要領」という。) 第2第4号に示す者をいう。
- (10) 耐震改修割増事業とは、補助事業の対象である住宅が、別表1に定める要件を満たし、補助事業主体が補助額を割増する場合に補助する事業をいう。
- (11) ブロック塀等とは、次のすべての要件を満たすものをいう。
- ア コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀および組積(石、レンガ等)造の塀等に該当するもの。
 - イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路、事業を行う市町が定める基準に適合する道路に面するものまたは事業を行う市町が定める避難所や避難地の境界に接するもの。
 - ウ 道路面、避難所または避難地の地盤面からの高さが60センチメートル以上のもの。
 - エ 建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知) 別紙1に示す「ブロック塀の点検のチェックポイント」(以下「チェックポイント」という。)、一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」(以下「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」という。)に定める耐震診断基準または市町が定める耐震診断基準による耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断されるもの。
 - オ 国、地方公共団体、その他公的機関の所有するものでないこと。
 - カ 建築基準法等関係法令の規定について既存不適格であること。
- (12) 耐震対策工事とは、ブロック塀等の地震に対する安全性の向上を目的として実施する、ブロック塀等の改修工事(撤去工事、部分撤去工事およびこれらを伴う改修工事を含む。)をいう。
- (13) ブロック塀等耐震対策事業とは、ブロック塀等の所有者が実施する、ブロック塀等の耐震対策工事に対し、補助事業主体が補助する事業をいう。
- (14) 補助事業とは、耐震改修事業またはブロック塀等耐震対策事業をいう。

(補助対象等)

第4条 前条第7号、第8号および第10号に定める事業の対象、補助対象経費および補助金は、次のとおりとする。

- (1) 事業の対象となる住宅は、耐震診断により上部構造評点等が0.7未満と診断された旧基準木造住宅で、耐震改修工事により上部構造評点等が0.7以上に引き上げられるもの(ただし、上部構造評点等を時刻歴応答計算により算出されたものは、計算結果について、滋賀

県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関から適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る) または除却されるものをいう。

- (2) 前条第7号に定める事業にかかる補助対象経費は、前号の住宅で上部構造評点等を0.7以上に引き上げることならびに地盤および基礎の安全性が向上することに要する耐震改修工事費または除却工事費をいう。
- (3) 前条第7号に定める事業の対象となる工事は、旧基準木造住宅の所有者が実施する、名簿作成要領第2第2号に示す者により設計・工事監理され、前条第9号に規定する者により施工される耐震改修工事もしくは前条第9号に規定する者により施工される除却工事のうち、前号にかかる補助対象経費が500千円を超えるものをいう。
- (4) 前条第8号に定める事業にかかる補助対象経費は、前号に定める耐震改修工事に必要な耐震改修設計および耐震改修工事監理に要する経費をいう。
- (5) 第2号および第4号にかかる補助金額は別表2のとおりとする。
- (6) 前条第10号に定める事業は、第2号にかかる補助対象経費が1,000千円を超える場合に適用し、補助金額は別表3のとおりとする。

2 前条第13号に定める事業の対象、補助対象経費および補助金は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、次に示す工事に要する経費をいう。

ア ブロック塀等をすべて撤去する工事を含む改修工事

イ アを除き、ブロック塀等の高さを60センチメートル未満にする工事を含む改修工事で、チェックポイント、既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説に定める耐震診断基準または市町が定める耐震診断基準による耐震診断の結果、地震に対して安全な構造となるもの。

ウ ア、イを除く改修工事で、平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める者について（平成31年1月1日付け国住指第3207号国土交通省住宅局長通知）別添に示す者が既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説に基づき設計・工事監理され、地震に対して安全な構造となるもの。

- (2) 補助金額は別表4のとおりとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業主体の長は、補助金の交付を申請する場合は規則第3条第1項に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1（ブロック塀等耐震対策事業については別紙5））
- (2) 補助事業に係る収支予算書またはこれに代わる書類（別紙1（ブロック塀等耐震対策事業については別紙5））
- (3) 予算議決書（抜粋）（別紙2）

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

ばならない。

(交付の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に取り下げる旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定額の変更申請)

第8条 補助事業主体の長は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、補助金交付決定額変更申請書(別記様式第1号)を知事に提出するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 補助事業主体の長は、補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、中止(廃止)申請書(別記様式第2号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業主体の長は、補助事業が完了したときは規則第12条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙3(ブロック塀等耐震対策事業については別紙6))
- (2) 収支決算書(別紙3(ブロック塀等耐震対策事業については別紙6))
- (3) 木造住宅耐震改修事業台帳(別紙4)またはブロック塀等耐震対策事業台帳(別紙7)

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業主体の長に通知するものとする。

2 前項の額の確定通知を受けた補助事業主体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の請求に基づき補助事業主体の長に当該補助金を交付するものとする。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第12条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成16年7月2日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の内、耐震改修工事前における耐震診断について、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断員が実施した耐震診断については、当分の間、なお従前の例による。

による。

付 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1：耐震改修割増事業

割増項目名	割増事業の対象となる要件
主要道路沿い割増	補助事業により耐震改修工事または除却工事を行う住宅の敷地が、緊急輸送道路等（滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路ならびに市町の地域防災計画または耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路および避難路をいう。以下同じ。）に接し、かつ当該住宅のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に 1.5mを加えたものを超える場合
高齢者世帯割増	補助事業により耐震改修工事または除却工事（住宅の建替えを伴うものに限る。）を行う住宅に、65歳以上の高齢者のみの世帯または 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する場合
子育て世帯割増	補助事業により耐震改修工事または除却工事（住宅の建替えを伴うものに限る。）を行う住宅に、中学校卒業までの子を含む世帯が居住する場合
避難経路バリアフリー化割増	補助事業により耐震改修工事を行う住宅に、耐震改修工事と同時に、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等（事業を行う市町が定める基準に適合するものに限る）の改修工事を行う場合
内覧会開催割増	補助事業により耐震改修工事を行う住宅において、工事中または工事完了後に一般向けまたは事業者向け内覧会を開催する場合

別表 2：木造住宅耐震改修事業費補助金の補助金額

<p>補助金額は、補助事業主体が、国要綱第 4 号イ（以下「国総合支援メニュー」という。）を適用し耐震改修事業を実施する場合にあっては耐震改修工事または建替えのための解体工事にかかる補助対象経費の 20%（250 千円／棟を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を、耐震補強設計等事業および国要綱第 4 号ロ（以下「国従来基幹メニュー」という。）を適用し耐震改修事業を実施する場合にあっては次の各号による額を限度とする。</p>	
一	<p>耐震改修設計および耐震改修工事監理にかかる額 第 4 条第 1 項第 4 号にかかる補助対象経費の 5.75%（40 千円／棟を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を限度とする。</p>
二	<p>耐震改修工事または除却工事にかかる額 第 4 条第 1 項第 2 号にかかる補助対象経費の 5.75%（209.5 千円／棟（一戸建て住宅以外の住宅にあっては 209.5 千円／棟または 1,960.75 円に延べ面積を乗じて得た額のいずれか低い額）を限度とする。）または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額から前号による額を減じて得られた額を限度とする。</p>

別表 3：耐震改修割増事業費補助金の補助金額

割増項目名	補助額
主要道路沿い割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
高齢者世帯割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
子育て世帯割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。
避難経路バリアフリー化割増	当該割増事業の対象となる経費の 5.75%または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を限度（25 千円／棟を限度）とする。
内覧会開催割増	補助事業主体が補助する額の 2 分の 1 を限度（25 千円／棟を限度）とする。

※ ただし、補助事業主体が耐震改修工事または建替えのための解体工事にかかる補助金額を、国要綱第 4 号イを適用して補助事業を実施する住宅の場合、主要道路沿い割増、高齢者世帯割増および子育て世帯割増の補助額の合計は、当該工事にかかる補助対象経費の 20%から別表 2 に基づき算出された額を減じて得られた額を限度とする。

別表 4：ブロック塀等耐震対策事業費補助金の補助金額

補助金額
補助対象経費の 6 分の 1 または補助事業主体が補助する額の 4 分の 1 のいずれか低い額を限度（25 千円／件を限度とする。）とする。

滋賀県知事

市町長 印

年度滋賀県木造住宅耐震改修等[木造住宅耐震改修(国総合支援メニュー適用・
国従来基幹メニュー適用)・耐震改修設計等・ブロック塀等耐震対策]事業費
補助金交付決定額変更申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました
事業計画について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金交付変更額

交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 計画変更の理由

3 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

変更事業計画書・変更収支予算書 別紙1のとおり

予算議決書（補正予定含む）（抜粋） 別紙2のとおり

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県知事

市町長 印

年度滋賀県木造住宅耐震改修等[木造住宅耐震改修(国総合支援メニュー適用・
国従来基幹メニュー適用)・耐震改修設計等・ブロック塀等耐震対策]事業
中止（廃止）申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました
補助事業については、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業中止（廃止）の理由

4 中止する期間

年 月 日から 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

滋賀県知事

市町長 印

年度滋賀県木造住宅耐震改修等[木造住宅耐震改修(国総合支援メニュー適用・
国従来基幹メニュー適用)・耐震改修設計等・ブロック塀等耐震対策]事業費
補助金交付請求書

年 月 日付け滋建指第 号で額の確定の通知を受けた滋賀県
木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付について下記のとおり請求します。

記

1 請求額	金	円
交付決定額	金	円
既交付済額	金	円
精算額	金	円

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。